

第14回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成29年4月17日（月）10:00～11:25

2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、森下竜一（部会長代理）、野坂美穂、原英史、吉田晴乃

（専門委員）大崎貞和、川田順一、佐久間総一郎、堤香苗

（政府）山本内閣府特命担当大臣（規制改革）、羽深内閣府審議官

（事務局）刀禰次長、石崎参事官、大槻参事官

4. 議題：

（開会）

1. 基本計画策定のための作業方針について

2. 「行政への入札・契約に関する手続」の今後の進め方

3. 「調査（統計調査以外）」の今後の進め方

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 それでは、時間となりましたので、第14回「行政手続部会」を開会させていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

國領専門委員は御欠席でございます。

また、お忙しい中、山本大臣に御出席をいただいております。ありがとうございます。

初めに、山本大臣より御挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○山本大臣 皆さん、おはようございます。委員におかれましては、お忙しいところ、毎日のようにお集まりいただいて、本当にありがとうございます。

先月末の取りまとめにおきまして、各省庁が基本計画を策定することとされましたけれども、本日はそのための作業方針について議論されると伺っております。

政府を挙げた行政手続コストの削減には、各省庁が積極的かつ着実に取り組んでいくことが極めて重要であります。この作業方針が実効性の高い計画づくりに資することを期待しております。

また、先月末の取りまとめにおいて継続検討となりました行政の入札・契約に関する手続及び統計調査以外の調査についても、事業者からの改善ニーズが大きく、重要な課題であります。いよいよ実行段階に入りますが、委員の皆様におかれましては、引き続き活発な御議論をお願いいたします。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、報道関係の方々はこちらで御退席をお願いしたいと思います。

(報道関係者退室)

○高橋部会長 早速、議事に入ります。

初めに、基本計画策定のための作業方針について御議論を頂戴したいと思います。まず、前回のたたき台からの修正点を中心に、事務局より御説明を頂戴したいと思います。

○大槻参事官 資料1-1を御覧ください。作業方針(案)について御説明いたします。

「Ⅰ 基本計画の策定単位、公表」でございます。「基本計画は各重点分野について各省庁別に作成する。各省庁は本年6月までに基本計画を作成し、公表する」ということで、公表につきましては前回のたたき台では触れておりませんでしたので、ここを加筆しております。

具体的には(注)で、各省庁ホームページとともに、規制改革推進会議のホームページにも掲載するということでございます。

(2)削減目標は、基本計画の策定単位ごとに削減率20%とするということで、例えばある省で営業の許認可等で基本計画を作るということであれば、その基本計画の単位で20%の削減を考えていただくということでございます。

したがって、(注1)にありますけれども、各手続について一律20%の削減を求めるものではなく、策定単位について20%の削減を目指すものとしています。

それから、(注2)ですけれども、例えば、A省の「営業の許可・認可に係る手続」の対象となる法律が○本あり、各法律に複数の許認可等の手続がある場合、全ての法律について削減方策を検討する。コスト計測については、このうち、コスト削減効果が大きいと考えられる△本の法律における主要な手続について行えばよいということで、20%の削減方針とコスト計測の関係を記載したものでございます。

「Ⅱ 共通編」です。(注1)重点分野のうち、「国税」、「地方税」以外を対象とする。(注2)以下、「営業の許可・認可に係る手続」について記述をし、他の分野の手続については、適宜、読み替える。

2ページ目でございます。「対象手続の一覧表の作成」ということで、①対象手続は、民間事業者が行う手続を対象とするということで、(注)で独法等、地方公共団体、事業に関係のない個人が行う手続については、民間事業者に適用がない手続である場合は対象外とするとしています。

②別添の様式1の対象手続一覧表に必要事項を記載するというので、前回のたたき台では作成中としていましたが、本日後ろに付けております。

③対象とする手続は、事業の開始のみならず、継続・拡大時、終了・承継時まで含む。(注)で、営業の許認可等について説明を加えております。こちらは変わっておりませんので、省略いたします。

④対象手続一覧表には、許認可等現況表を参考にして、手続の名称と根拠法令、手続の申請等件数を記載するというので、こちらも前回と変わっておりません。

(注1) 計画策定までに記載できない項目がある場合には、具体的理由を欄外に記載する。

(注2) は加筆したところですが、複数の省庁が共管している手続については、それぞれの所管する省庁ごとに記載することとし、一覧表の欄外に共管省庁名を注記するという事で、共管法令の扱いを書いております。

(注3) 社会保険に関する手続等々の分野については、上記の営業の許認可等の例に倣って記載するという事でございます。

3 ページ目ですけれども、(注4) がありまして、補助金の手続については、補助金適正化法における「補助金」とする。平成29年度限りで同趣旨の補助金も含めて廃止されることが確定される場合は対象外とする。それから、一覧表には補助金総覧を参考にして、補助金の名称と予算、補助金の申請件数を記載する。

(注5) 調査・統計に対する協力ですけれども、これは既存の統計調査を対象とする。被調査者が民間事業者でないものは対象外、加工統計は対象外、なお平成29年度限りで同趣旨の統計調査も含めて廃止されることが確定される場合は対象外ということです。一覧表には、統計調査の名称等、統計調査の調査周期等を、統計制度を所管し、各省庁の実施する統計調査の審査・承認を行う総務省と協議をして記載すると、加筆をしております。

この加筆をした趣旨ですけれども、統計調査については平成29年度の実施予定のあるものを記載してもらうものですけれども、統計調査の実施は全て個別に総務大臣の承認が必要となるということでもありますので、実施予定のあるなしは、統計改革で新たに整理、改善されるものが何かという点も含めまして、統一的に総務省で確認しながら記載してもらうことが適当ではないかという趣旨でございます。

「2 基本計画の作成」の(1) ですが、作成対象は、前回の部会で委員の御議論を踏まえて新たに書き加えたものでございます。年間件数がゼロ件の手続は対象外、年間件数が少ない手続については、本年6月末の計画策定は要しない。

(注1) 手続の年間件数が少ないというのは、年間100件未満。

(注2) 年間100件未満の手続についても、部会として後日計画策定を求める場合があり得る。

(注3) 年間件数がゼロ件または少ないことにより、基本計画を策定しない手続については、作成した一覧表を規制改革推進会議のホームページに公表するとしています。

4 ページ目ですが、(2) 基本計画の記載事項ということで、これも別添の様式に従って記載をする。手続の概要、電子化の状況、削減方策とありまして、その下の注を加筆しております。

(注1) 府省間の連携が必要な取組については、その旨を記載する。

(注2) 調査・統計に対する協力における統計調査については、統計改革における報告者の負担の軽減の検討状況も踏まえ、各省庁は、統計制度を所管し、統計制度の企画・立案を行う総務省と連携して取組内容を記載する。

(注3) 地方公共団体の理解・協力が必要な取組については、その旨を記載する。

(注4) 取組期間が3年を超える場合には、その必要性について十分な説明を記載する。

以下の i から iii につきましても、各省庁がどのような方策を講じられるかのイメージが分かるように、加筆をしたところがございます。

i、規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進の観点から、次の各点について検討するというので、ア、規制そのものの見直し。規制の廃止、強い規制から弱い規制への緩和、規制対象範囲の縮小など。イの行政手続の簡素化ということで、申請・届出等の書類の記載事項の見直し、添付書類の見直し、書類提出の頻度の軽減、押印の省略など。ウの行政手続のIT化とあります。

5 ページ目でございます。ii で、部会の取りまとめにありました行政手続簡素化の3原則に沿った対応を検討するというので、1番目の電子化の徹底でございますけれども、具体的な手法の例ということですが、手続のオンライン化、オンライン化済みの手続の使い方の改善、こういったことが考えられるということでございます。

2番目の同じ情報は一度だけの原則ということで、行政機関間のバックヤード連携、情報の提出先のワンストップ化、3番目の書式・様式の統一につきましては、異なる組織間の書式等の統一、データ形式の統一といったことが考えられます。

3番目が、これも部会の取りまとめにありますコスト削減に際し取り組むべき事項において挙げられている事業者の負担感の減少に向けて、可能な取組を記載するというので、1番目は処理期間が長いという話ですけれども、そういった場合、標準処理期間の設定・遵守、行政内部の事務の効率化が考えられます。

それから、2番目の審査・判断基準が分かりにくい。これに対しては、審査基準の明確化。また、組織等により審査・判断基準が異なる場合、これも審査基準の明確化が考えられます。それから、行政内部の進捗状況が分からないということに関しましては、審査の進行状況等の情報提供の充実。それから、要求根拠が不明の資料の提出を求められることに関しましては、申請等に必要な情報について情報提供の充実。また、処理期間が事前に示されないということに関しては、これも標準処理期間の設定・公表が考えられるということでございます。

6 ページ目、④のコスト計測でございます。部会の取りまとめのところには基本的には記載しているものがございますけれども、これもイメージを持ってもらいやすいようにということで加筆をしたものです。

i、各分野の主要な手続は、年間件数の多いものや事業者からの簡素化等の要望が強いものから、各省庁が選定する。

ii、作業時間の計算方法については以下のとおりとする。申請1件当たりの事業者の作業時間×年間件数＝当該手続に関する年間総作業時間。※印で、申請書類、添付書類の作成・収集に要する時間に加え、事前の準備（情報収集、相談）に要する時間、窓口への書類提出に要する移動・待ち時間等を含み得るという考え方を書いております。

(注1) ですが、作業時間の把握に当たって必要となる事業者へのヒアリングを行う際には、適切な事業者数を各省庁が選定する。代表的または標準的と考えられる事業者を数者選定することが考えられる。

(注2) ですが、平成29年度に実施されるが、30～31年度に実施予定のない統計調査については、コスト計測を複数回行うことができず、削減効果を適切に把握することができないので、コスト計測の対象とはしない。

iii、年度中の計測に最も適切な時期については、その判断の根拠を明確に記載する。

(3) として「参考資料」。各手続の根拠条文。(注)とありまして、一覧表及び参考資料は、基本計画に添付するというようにしております。

7ページ目、Ⅲの「国税」がありまして、基本計画の作成につきまして、手続の概要、電子化の状況、削減方策。以下の①～⑤というのは、部会の取りまとめに書いてあることを再掲したものです。

2の「参考資料」ということで、手続の関係条文、参考資料は基本計画に添付するというように書いております。

「地方税」につきましても、「国税」と同様ですので、こちらは説明を省略いたします。

次のページから、何枚か横の様式の対象手続一覧表がありまして、基本的には今御説明しました作業方針において項目が挙げられていることを表にしたものでございます。

それに付け加えまして、この表の一番右の2列、「基本計画」、「コスト計測」という列がありますけれども、ここに○や×をしてもらって、一覧表に出てくる手続が基本計画作成の対象なのか、また、コスト計測を行うものなのかというのが分かるようにしたものでございます。

最後から2枚目に様式2というのがあるのですが、これがコスト削減のための基本計画ということで、先ほど申しました作業方針上の項目に従って基本計画を作成していただきたいという趣旨でございます。

様式3は、国税と地方税の関係の様式でございます。

続きまして、資料1-2を御説明させていただきます。資料1-2は、前回の部会の資料でありますたつき台につきまして、各省庁の主な意見、質問を事務局によって整理をしたものでございます。かいつまんで説明いたします。

「1 対象手続一覧表」ということで、①民間事業者とありますが、各種の法人、こういったものは民間事業者に含まれるのかといった質問が各省からございました。また、③の補助金の手続ですけれども、公募することなく、交付先の法人が単一または特定の者と定まっている者は対象となるか、こういった質問もございました。④の統計調査ですけれども、2つ目のポツ、一覧表の作成に当たっては、政府全体の統計調査の基本的な情報を把握し、統計改革との関係整理を統一的に行うことのできる総務省が対応すべきではないかという意見もございました。

おめくりいただいて2ページ目ですけれども、「2 基本計画」の①作成対象のところ

ですが、最初のポツですけれども、件数が著しく少ないもの（年間100件以下）や、既に最小限の行政手続コストであるものを対象とすることは必要かといったことも各省からございました。

それから、②の記載事項は、ひな形を提示してほしい。

③の削減方策については、ある省が、所管の全ての許認可等の手続について調査した結果、特定の手続に申請・届出が集中していることが判明したといった情報もございました。また、3つ目のポツですと、オンライン化対応済みなど、既にコスト削減がなされている手続の扱いをどうするかといった意見もございました。

④は削減方策、補助金に関してですけれども、各省庁で統一的な事項が多く、ひな形や共通的な考え方を示してほしいという意見。

⑤の削減方策、統計調査のところですからけれども、統計改革においては、政策立案に必要なデータの収集を図りつつ、報告者の負担軽減のための新たな仕組みの検討等を行うこととされていることから、各省庁の判断でなく、総務省等により統一的な削減方策が示されるべきではないかという意見もございました。

3ページ目、⑥の削減方策のところでは2つ目のポツですけれども、ワンスオンリーの実現に当たって、他省庁との連携が必要になるが、どのように検討を進めていくのか。

⑦の削減方策のところではすけれども、地方公共団体の所管する手続、とりわけ自治事務の取扱いをどうするかといった意見がありました。

「3 コスト計測」、①計測の対象とする手続ですけれども、選定をどのような基準に基づいて行われるべきか示してほしい。

また、②の計測手法のところは、最初のポツですけれども、具体的な推計方法を例示することも検討してほしい。

③の計測手法、これは補助金についてですけれども、予算編成によって毎年度事情が異なるといったこともありました。

4ページ目、「4 フォローアップ」のところでは、部会のフォローアップのタイミング、方法、頻度はどのようになるか教えてほしいといった意見がございました。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

では、吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 お取りまとめいただきまして、ありがとうございます。大変な作業だったと思います。

資料1-2の3ページ目の⑥、正に本当にこのとおりだと思うのです。「電子化については、省庁毎に個別の取組が行われると」うんぬんのくだりですが、この懸念というのは正に皆様がお持ちなのではないかなと思っていて、私も前回の会議の後も、いまだにここ

のところは釈然としないのです。せめて、今回組織的に統括的な司令塔がないのであれば、各省庁に基本計画を任せるのであれば、IT総合戦略室からも基本計画というのを出していただく必要があると思います。そのIT分野の進捗を含めて透明性を持って我々この委員会でモニターしていくというのは大事なことではないかと思っております。この辺、御検討をいただければと思います。

○高橋部会長 では、個別に議論しますか。事務局、いかがでしょうか。

○大槻参事官 IT総合戦略室も、今、行政手続のIT化ということで、國領先生を座長とするワーキングチームで検討されていると聞いております。そちらと連携をよく図ることで、司令塔がないようなことはないようにと思っておりますが、今回の行政手続コスト削減の仕切りとしては、IT総合戦略室から基本計画を出してもらうということにはなっておりませんので、そこは違う形で連携をとってまいりたいと思います。

○刀禰次長 補足いたしますと、まずはIT総合戦略室と連携をしてやっていこうということは、当初からの当然の前提になっておりまして、そういう観点からITの取りまとめを行っていただいている國領先生に専門委員になっていただいているということですので、ある意味で先生を通じて、その間の連携は今後とも常時図られていくということになるかと思います。

○吉田委員 実は、私は、ワーキングチーム、國領先生のところに委員として入らせていただいているのですけれども、実際にプロセスとして仕組みが確立されないと、毎回毎回出席できているわけではなく、すなわち私自身が十全な連携をとっていないのが現状です。議事録が共有されているとか、そういうプロセスというものを作っておかないといけない。例えば両方の会議の比較表を作るとか、その進捗が分かるようなものを作るとか、その必要があります。電子化のほうの進捗とこの部会での進捗状況が、同時にチェックできる方法を取っていただきたい。今はまだでき上がっていないという了解でおります。

○高橋部会長 事務局、いかがでしょうか。

○刀禰次長 まさにその点を行うのが基本計画の策定だと思っております。ということで、今回も省庁間の連携が必要な取組はその旨を記載するというので、そもそも連携をちゃんとやろうとしているのか、していないのかということは、そういう意味ではチェックはできることになりまして、連携が必要な取組については、当然連携をどう進めていくかということは基本計画に書かれているはずだろうと思います。

ただ、書かれた内容が十分であるかどうか、そこを次に行政手続部会で夏以降、チェックをしていくわけですから、そこによって必要な改定を求めていくという作業になりますので、そこで求めていくことになります。

その過程では、当然、IT総合戦略室のほうとの連携もあるでしょうし、また、各省庁間でも既にやっているもの、これからやっていくもの、地方が絡むもの、いろいろあります。それぞれの内容に応じてどういう連携ができるかということをお検討いただいて、チェックをしていくということになるかと思っております。

○高橋部会長 吉田委員、いかがですか。

○吉田委員 そうすると、私がもう一回そのときに提言をするということなのでしょう。これは共通基盤だと思うのです。正に3ページ目の⑥でいっている、この御懸念のとおりだと思うのです。共通項なので、個別に皆さん問い合わせるというよりは、ITのデザイン構築、その基本計画というか進捗ですね、そこをシンプルにぼんと1個項目を設けて、我々がチェックをしていけばいいのではないかなというのが私の提案なのです。今、お答えできないのであれば、御検討いただくということでもいいのですが。そんなふうにシンプルに見える化をしたプロセスがあれば役に立つと思います。

○刀禰次長 行政手続のITのほうも見ていただいていると思いますけれども、まさに政府のいろいろな手続全部に係ってくる。今はITが全く関係ない手続はほとんどありませんので、全部の手続についてITとの関係が出てきますし、かなり進んでいるもの、これから見直しが予定されているもの、また今後考えていくもの、それぞれの段階についてあると思います。それを今、ITの方でも手続という観点からも横串を通して議論していただいていますので、基本的にそこでチェックはされるはずですよ。

もう一つは、予算との関係で、ITの予算は全て一定のチェックを経ないと、各省が単独では実施できないような仕組みもできていますので、そういう意味では政府のいろいろなところでのチェックポイントが入っていく中で最適なものをつくっていくということになりますので、委員が言われたような問題意識をこれから関係者がしっかり持って見ていくということが大事ですし、そのプロセスが基本計画の策定と改定というように我々の中ではなってくるということだと思います。

まずは、各省が6月までにどうするか、しっかり考えてもらわないと、今回、方針が3月まで出ていますので、それを踏まえたものでどうしていくのかということ聞いていかないと、それぞれの手続に応じてIT化の進捗度合いも全く違いますので、それをどのようにIT化を進めていくのかと。

それから、IT化のみならず、手続そのものの見直しとか、簡素化もありますので、そういうことをやっていくのか。そのときに3つの原則をどういうふうに反映させていくのか。それぞれの手続について、全部ちゃんと本気で考えていかなければいけませんので、IT化だけをすればいいという対応ではありませんので、全体を考えながら調整していくということだろうと思っています。

○高橋部会長 認識の共有を図りたいということが、吉田委員がおっしゃっていらっしゃると思うので、そこは今どういう進展状況になっているかということは、節目で御報告いただくということは可能なのではないでしょうか。そこは事務局から。

○大槻参事官 どういう報告が必要か、よく考えたいと思います。

○高橋部会長 要するに、基本計画をちゃんとチェックする上でも、政府全体としてITをどういう方針を示しているかを我々は踏まえないとチェックのしようがないので、そこはIT総合戦略室でどんなことがあるのかということは節目で、随時ということではなく、必

要な段階でここを出してもらおうということはあると思います。

○大槻参事官 IT総合戦略室のほうでも、今、最終的な取りまとめについて検討していると聞いていますけれども、各省庁が何らかのIT化の計画、オンライン化の計画を作るということも聞いております。まだすぐではなさそうなのですが、今年度の後半に向けて各省庁にそういう作業をお願いするとも聞いておりますので、そういった作業と我々の基本計画との連携がとれているかをよく見ていきたいと思えます。

○高橋部会長 ですから、そこら辺、何かの機会で、節目で御報告をいただければ、我々も取り組みやすいのではないかと思います。吉田委員、そういう方向でよろしいですか。

○吉田委員 ぜひよろしくをお願いします。

○高橋部会長 次、佐久間専門委員、いかがでしょうか。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

まず、資料1-2に事務局で整理していただいたこと、これは私が今まで知らなかったことが書いてあって、その一番大きいのは1の③の「補助金の手続」のところで、今回対象とする補助金というのは、私の理解は、そもそも各事業者のほうから要求が来たときに、補助金というのは世の中の普通の常識な意味での補助金ということなので、助成金であろうと、支援金であろうと、当然対象に入るのだらうなと思っていたのですが、この書きぶりを見ると、助成金が入らないようなことになっているのです。ここで質問なのですが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項における補助金というのは何なのかという点についてお聞きしたい。

その上で、例えば雇用調整助成金は企業が使うことも多いですし、非常にありがたい話なので、まさか雇用調整助成金がこの補助金の手続に入らないということはないのでしょうか。もしそうであれば、これは変えるべきだと思います。

というのは、助成金がもしここに書いてあるような、ある意味では申し込んだらもらえるというものであれば、余計そういうものに関して手続が複雑になるというのは全く意味のない話なので、そういう意味でも助成金が入るということをはっきりとしたほうが良いと思いますし、そうすべきだと思いますというのが1点。

2点目として、資料1-1の3ページの(注5)に、統計について総務省と協議して記載するというのは、一覧表を各省で作るときに総務省と協議しないと記載できないと。これはどういう意味なのか。これは各省で漏れがあるのを総務省がチェックして、ちゃんとこれも書けと、こういうことなのか、逆に各省が上げたものを協議して落とすということなのか、そもそも一覧表の段階で協議が必要なのかどうか。当然、各省が自分の管轄でやっている話なので、一覧表の段階では協議というのが、協議というのはかなり強い意味だと思いますから、それがそもそも要るのかどうかという点について教えていただければと思います。

以上です。

○高橋部会長 よろしくをお願いします。

○大槻参事官 2番目のほうを先にお答えいたします。協議の趣旨は、統計につきまして、平成29年度に実施予定のものを書いていただくということになって、まだ29年度は何を実施するかというのははっきりしていない面もあるかと思えます。

統計調査につきましては、実施に当たっては事前に統計法に基づいて総務大臣の審査・承認が必要ということになっておりますので、総務省に確認をしながら書くということが適当かと思えます。

そういった意味で、総務省の立場としては、今回の我々のコスト削減の取組に理解いただいて、しっかりコミットしていく。もしそこで各省庁、あるいは漏れがあるようなものがあれば、そこはしっかり直していきたいという趣旨でございます。

それから、最初の助成金の関係ですけれども、これは法律的な整理でいいますと、補助金適正化法の中の補助金には助成金は入らないということでございます。

では、結局、その助成金をどう扱うかということです。経済団体からもこの助成金について指摘されていることもありまして、法律の定義上、補助金に入らないということを踏まえて、どうするかということですが、一つのやり方としては、これは重点分野以外の領域と考えて、取りまとめにもありますけれども、そういった部分については、部会が必要に応じて工程の作成なども求めていくという記載もありますので、そのところでカバーできないかということを考えているところでございます。

○高橋部会長 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 最初の点は、総務省がしっかりと20%削減するというのを関係する各省も監督してやっていくという趣旨だということで、それはそれで結構だと思うのですが、今の補助金のところは、法律にそれが入っていないというのはいいのです。それは今回、少なくとも私は本日初めて分かりました。ですから、それだけではなくて、助成金も入るとこのをここで決めるべきだと思います。

とにかく世の中の定義として、補助金と助成金というのがしっかりと定義されていればいいのですが、普通、世の中で我々ビジネスマンが補助金と言っているものは、助成金も入る場合もありますし、助成金と言っている中に補助金が入る場合もある。これは必ずしも日本の法律で全てそこがはっきりとある基準で分けられているともちょっと思えないので、雇用調整助成金はいわゆる助成金に入ると思いますがけれども、そうでないものもありますので、ここは法律の第2条第1項補助金とその他助成金も含むというふうにすべきだと思います。

以上です。

○高橋部会長 事務局、いかがでしょうか。

○大槻参事官 済みません。先ほどの説明を訂正いたします。

もともと、本日の参考資料2についておりますけれども、部会の取りまとめがございす。その10ページ目に「取組の対象とする『手続等』」というのがございます。それで、この四角の中に、「以下の手続等を、取組の対象とする」というふうに列挙されているわ

けでございませけれども、今回の助成金は、法律的に申しますと、手続に該当しないということでございます。

すなわち、普通の補助金というのは①の申請、届出の中に入りまして、要は事業者が申請をしまして、それに対して判断をして、各省庁が申請の結果、行政処分という形で補助金の交付を決めるということですが、助成金に関しましてはそういうスキームではなくて、形式的な事業者による申し込み、そういったものはあるのですが、こういったものは行政機関の側の裁量で出す出さないを決めることができる。したがって、行政処分ではないということから、両者の性格が異なっております。こういった①の申請、届出で読めないということで、いわば行政機関の側の予算事業というのですか、そういうふうな位置付けになりまして、今回そういったものは①から⑥の対象に読めないということになっておりますので、実はもう部会取りまとめの段階でこのように整理をしたということでございます。

○刀禰次長 その上で、雇用調整助成金については、実は各省からも外れているのですねという形の確認がありました。それで、私のほうから担当に言いましたのは、形式的というのはそのとおりなのです。取りまとめを決めた以上は決まっているのです。ただ、我々としては、今回の取りまとめの形式的なところではそうですが、現実の事業者ニーズはあったというの承知をしておりますので、これについては今回の趣旨を踏まえた対応を求めたいということ既に事務的にも伝えていきますし、本日御議論がありましたので、そういうことも伝えていきたいと思っております。

その上で、もしも部会のほうでフォローアップが必要であるということであれば、別に取りまとめに直接適用のあるところだけをフォローアップする必要はありませんので、広い意味の行政手続というか、狭い意味の法令上の行政手続はないのですが、そういうことをチェックしてはいけないということはありませんので、それについて御関心があれば、どういう取組をしているかということをもたまた各省を呼んでヒアリングをし、改善を求めるということもできる手続だと考えております。

○高橋部会長 佐久間専門委員、どうですか。

○佐久間専門委員 先ほどの10ページの申請に、雇用調整助成金をもらうときの手続として入らない、だから入らないということで、それは私の個人的な知識不足だということですが、ここにおられる方全員がそういう正確な知識を持っておられたのかどうかというのは甚だ疑問です。

これを世の中に発表したときに、当然補助金というのは助成金も入るし、この申請には助成金をもらうときの申請も入るといふふうに普通は理解をしていたはずですので、それを加えて、それも20%の対象にすることが問題だとは全く思えないのです。私だけ言っても、他の委員の方の御意見も聞いていただければと思います。

○高橋部会長 この点についてはいかがでしょうか。

では、大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 前回、私は確か欠席したと思うので、前々回の会議のときに、終わった後の雑談的に、私は文部科学省の科学研究費ってどうなるのですかねみたいなことを問いかけたのですが、さっきのお話でいくと、科学研究費なんて正に予算の配分なのだから、ここで言う補助金には該当しないという理解に多分なってしまうのだろうと思うのです。

そういうふうには形式論で区切っていくと、非常に煩雑な手続が実質的にやりたい人に課せられていて、いろいろな意味で経済の発展を阻害しているものが大きく抜け落ちているような気がするのです。ですから、法律の定義上、どう当たるというのはもちろん大事なことですし、それをきちっとチェックできなかったのはおまえらが悪いと言われると、若干そういう面もあるのかもしれませんが、もう一度きちっと議論してでも対象範囲を広げるようにしないと、何をやっているのか分からなくなってしまいます。目的があってやっていることですから、形式的に対象のものが2割減りましたといっても、余り意味がないのではないかと率直に思います。

○高橋部会長 関連していかがでしょうか。

では、原委員、どうぞ。

○原委員 ありがとうございます。

雇用調整助成金が抜けるという話は私も認識しておりませんでした。それで、今、念のためといいますか、雇用調整助成金のガイドブックという厚労省が出している資料を見てみたのですが、やはり支給申請と書いてあって、一般の用語では申請と言われているのではないのでしょうか。

○高橋部会長 事務局、いかがですか。

○大槻参事官 最初、大崎専門委員の関係ですけれども、科研費は補助金に該当します。補助金総覧にも掲載されているものでございます。

原委員の関係ですけれども、確かにそういったものには申請と書いていますが、法律的には違う意味の申請ということでございます。

○原委員 この取りまとめの文章が法的な言葉としての申請という言葉だったのか、一般用語で使っていたのかということだと思うのです。

○刀禰次長 それについては最初の何回かの会議のときに検討いたしました。全て法律の言葉ですという説明をしておりましたので、残念ながらとすべきかどうかは別ですが、少なくともこの取りまとめのことは法令上の用語です。各省は行政手続という概念すらはっきりしない中で、今回は全体を見直せ、また一覧表を作れという作業なので、つまみ食いではやっていい話ではありませんので、定義は確定しないと、おっしゃるように行政の中には、先ほどの契約的ないろいろなものがあるのです。それについて、個別の名称は各省がそれぞれ法律の用語ではなく、正に法律の世界ではないものでつけています。

今申し上げているのは、そういうものについて問題意識があるとするならば、そこは別途また事務局に、どういう状況になっているか勉強しろという御指示を部会長からいただいて、

勉強した上で、必要があれば部会に呼んで議論をしていくということをやらざるを得ないと思います。

ただ、今回は少なくとも3月の取りまとめの作業方針を作るということを決めているわけですから、3月の取りまとめの作業方針を作っていただくのと、また、今の話を付け加えるかどうかというのは、この部会の御判断だろうと思います。

○森下部会長代理 そんな杓子定規な話をしていたら、この部会こそ規制改革をしなければいけない。事務局、それは全く納得できない。もともと何のためにやっているかという、産業活性化のためにやっているわけでしょう。その中で重要なポイントがあって、そこが抜けているのだったら、入れるのが当然であって、それを外して、法律上外れるから当然だという理屈は、それこそ他の会議のあれが文句を言う話であって、この会からそんな意見が出るのは納得できない。何のためにやっているかというもとのポイントに戻って、必要であれば加えるべきであって、外れているのであれば、むしろ網がかかるような書き方をしてもらったほうがよかった。今となってはしょうがないのであれば、ぜひ追加をしてもらって、そこは我々がフォローすべきところでしょう。やはり目的意識をはっきりさせないと、この議論は全く意味がないと思います。

○高橋部会長 大崎専門委員、どうぞ。

○大崎専門委員 後で発言しようと思っていたのですが、今の点に非常に関連するので、資料1-2の1の①の「民間事業者」の定義についての質問があったということですが、これは私は当然、どういう法人形態であろうが、国の組織の一部であるという場合を除けば、手続を行うものはみんな民間事業者だろうと確信をしております。

例えば、さっき文科省の科研費の話が出ましたが、例えばこのような各種法人を外すみたいな論理でいくと、国立大学の教授というのは事業者ではないみたいな形式論理で外していいということになりかねないので、そういうことではなくて、正に今、森下代理がおっしゃったとおり、産業活性化、経済の再生という観点から、必要な手続は全部カバーするというふうにはやっていかないとまずいと思います。

確かに、一覧表を作るときにどこまでやっていいかわからないという問題意識は分かるのですが、こっちから、あれはないのというのを確認して、書いていない理由が最初に範囲に入っていなかったからというのであれば、それはいろいろ誤解があったから入れてくれというふうには言えばいいだけの話なのではないかなと思うのです。別に、一覧で漏れていたら罰するということを言っているわけではないので、やり直せば済む話だと思うのですが、いかがでしょうか。

○刀禰次長 今回の国立大学法人の関係ですが、本日の資料1-1の2ページを見ていただきますと、先ほど参事官から説明しましたが、1の①に（注）がついています。その（注）を見ていただくと、後段に「民間事業者に適用がない手続である場合は対象外とする」と書いてあります。例えば国立大学法人についても、国立大学法人というある種独立行政法人と類似の仕組みになっていまして、中期計画の認可とか、そういう民間では

ないような手続が定められております。ですから、例えば今申し上げた中期計画の認可のような手続をここで対象にする必要はないだろうということです。

逆に、例えば国立大学法人であっても、私立大学と同じような、何かお金が必要であるとかの手続がある場合は対象となると書いていますので、そういう意味では、今回、要は手続の内容が民間事業者に関係がないものは今回の趣旨とは違うので外しますが、手続が同じものを国立大学法人が使う場合があるし、民間も使うという手続は、法令上の対象になります。

○大崎専門委員 それで、この事業者というのに法人形態を問わないという点はいかがですか。私は法人の形態で区別するべきではないと思うのです。

○刀禰次長 ですから、そこは前段に書いてありまして、独立行政法人等という概念が括弧の中に書いてございます。それから、地方公共団体、事業に関係のない個人が行う手続についてはということで、そういったもののうち民間事業者に適用がない場合は対象外とすると書いてございます。

○高橋部会長 そこはよろしいでしょうか。

○大崎専門委員 ちょっとしつこいのですが、民間事業者に適用があるというのは、正にこのどこから来たのか知らないのですけれども、質問にある学校法人、医療法人、社格福祉法人、組合等は含まれるのかという、私は別にこれは宗教法人であろうが、財団法人であろうが、全部含まれていいと思うのですけれども。

○刀禰次長 今おっしゃっているのは、この定義に当てはまらないようなものは全部対象になります。

○高橋部会長 先ほどの話に戻りますが、各省とやり取りしている中で、一旦出してしまったものでございます。ここで重点分野に入れるというのも、各省との関係でいろいろ問題が生じる可能性もあるので、私としては、そういう議論を踏まえて、これはフォローアップというか、重点分野に準じて工程表を出してもらいますということをおおきくきり言うという方向でどうですか。ただ、何を出してもらおうかというのは、実態を洗い出しておかないと分からないところがあると思います。

○刀禰次長 雇用調整助成金という名目のもの単独であれば、それはまたいろいろと省庁と議論できますが、類するものが政府の中にどれだけあるのかということ自体が、例えば許認可の手続でもありませんし、補助金総覧にも載っていないわけですから、その洗い出しから含めて簡単ではないので、今、何か方針をぱっと決めるというのが、現実に文章に書いて決めることが難しいというものなのです。

だから、問題意識があって、やろうということであれば、また作業をしながら、どういふものがあるかということですし、雇用調整助成金についても個別に民間のニーズがあったことは我々はよく認識していますので、各省のほうにも既に伝えてありますし、これからも本日のお話を含めて、いずれフォローアップもすると思うので、ちゃんと見直してくれということはお伝えたいと思っています。

ただ、類するものがどれだけあるかということ自体が、先ほど行政と民間の方との契約というものは、行政の中には多分いろいろなものがあり得るのだと思いますが、法令上の類型ではないものですから、政府がそもそも統一的に見ていることは、少なくとも私は承知しておりません。

○高橋部会長 佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 手続的に助成金は何なのかというのがよく分からないというところ自身、私は分からないのですが、少なくともお金が民間に渡っているというところは全て国が把握しているはずなので、そこからアプローチすれば、もちろん実績がないものについては漏れますけれども、実績があるものについては、実際、お金が民間に流れていけば、それは助成金か、補助金かということになると思いますので、少なくとも把握は簡単にできるのではないかと思うのです。

○刀禰次長 御案内のように、予算書を見ていただいたことがあると思いますが、予算書の各目明細書を積み上げるとかなりの厚さの書類になります。国が世の中にお金を出すのはそれだけあるわけであって、その中で補助金というものについては、一覽的な、補助金適正化法手続もありますので、また補助金総覧があるのですけれども、そういう資料に載っているわけです。それ以外に国が民間とかいろいろな方に、国の中にもありますけれども、お金を流しているものは本当に膨大な項目がございます。

ですから、そこを分かるはずだということ、予算の全項目をまたどういう方針で洗うかということになってきますので、そこは今回は民間の事業者からはっきりあった雇用調整助成金についてはやっていますし、それから今回の作業方針についても、経済三団体に、既に御協力いただいて、これからも御協力をいただきますので、伝えていきますので、そういう中でこれについても入っていないのであればというお話があれば、それは当然個別に見ていく。

ですから、決して個別にやることを避けているわけではないのですが、やはり作業をしていただくには定義を決めてやっていかないと各省としてできないものですから、そういうものについて今の整理では内側と外側があるという御説明を申し上げているわけですし、委員がお気持ちとしては御不満の趣旨は私も大変よく分かります。ただ、作業としてやっていくとそういうことになるということを申し上げているわけです。

○高橋部会長 代理、どうぞ。

○森下部会長代理 この点に関して、実効性があるかどうかという話なので、申しわけないですけれども、経団連さんと日本商工会議所さんにもう一回、今回外れたものの中で必要なものがあれば出していただいて、それを別枠でフォローアップするという方がいいのではないかと思いますね。言われるように、全部は難しいだろうと思いますし、一方で重要な大きいものが外れているというのは、画竜点睛を欠くみたいな話になって全く意味がないので、申しわけないですけれども、もう一回経団連さん、日本商工会議所さんに助成金以外のもの、いわゆる今話があったような、「申請」という名前になっているけれども、

違うようなもので外れているものを出してもらって、その大きいものをやっていくという形はどうですかね。

○高橋部会長 私も似たようなことを言おうと思っていました。ある時間を区切って、きちっとその部分は改めて方針を出しますということでやっていただくということでいかがでしょうか。

○刀禰次長 ニーズがあるものについて対応が必要だという認識は持っておりますので、今のような御指示を踏まえて。ただ、団体側にも一定の御負担をかけることなので、この作業方針が取りまとまったところで、三団体は先般、官邸でも今後とも御協力というお話に大臣からもされていますので、御協力の一つとして、今回の議論の中でそういう項目があることが改めて明らかになっているので、既に把握している雇用調整助成金以外にも、そういったニーズがある項目があるかどうかということについては確認する手続きを進めればよろしいかと思っております。

○高橋部会長 佐久間委員、それでどうですか。

○佐久間専門委員 はい。

○高橋部会長 では、それでお願いします。

時間が押しておりますので、まとめて申しわけございませんが、川田委員、堤委員、御発言を頂戴したいと思います。他の方、追加で何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、お二方、よろしくをお願いします。

○川田専門委員 ありがとうございます。

最初に、今の議論に関連して一言申し上げます。事業者というのは法令上の範囲がどうだというのが分からないままに手続をしているケースが多くございますので、事業者との話によって、負担を感じている手続としてどういうものがあるのかという整理をしていただくことは非常にありがたいと思いますし、それによって削減を進めていただきたいと思えます。

次に、私からの確認ですが、資料1-1の「作業方針（案）」は、各省庁に提示するものと理解しております。そうなりますと、5ページのiiの書式・様式の統一の中での具体的な手法の例という中で、「異なる組織・部署間の書式・様式の統一」、「データ形式の統一」とあるのですが、これはあくまでも同一省庁内における組織・部署間の書式・様式の統一と読むということなのか。あるいは、資料1-2の「各省庁の主な意見、質問」の3ページ、⑥の2ポツ目にある「ワンスオンリーの実現に当たって、他省庁との連携が必要になるが、どのように検討を進めていくのか」、これに通じると思うのですけれども、省庁が出す作業方針はあくまでも当該省庁内の話であって、省庁間連携は別だという理解でよろしいのか、その確認でございます。

○高橋部会長 事務局、お願いします。

○大槻参事官 書式・様式の統一のところですが、実際に事業者ニーズが多かったのは、地方公共団体間で書式・様式がばらばらであるということございまして。法令に

基づいて実際は地方公共団体が行う手続に関しまして、こういったことが多く想定されますので、一つは省庁の問題ではありますけれども、地方公共団体に関係するものがここに幅広く入ってくることになります。

それ以外に、それぞれ法律が違うものですから、省庁をまたがって書式が違うということは余り想定されないので、主として地方公共団体を想定したものでございます。

○刀禰次長 補足しますと、例えば税の関係などでも、例えば法人関係の税の手続が国と地方にまたがっているようなものがあるとすれば、統一できるものがあるのではないかという問題意識がありますし、決してその省庁内だけでいいというつもりはなくて、これは全ての意味での原則で、もともと国、地方全体まで、地方公共団体の理解と協力を得てやることまで入っていますので、できるものは皆。ただし、ここに同じ内容とか同じ目的と書いてありますので、関係ない手続を同一にする意味はありませんと思っています。

そういうことをやりながら各省庁が検討する中で、自省の中のものであれば自省の中でこういうふうやっていくということでしょうし、省庁を超えたものの検討が必要であるとするれば、省庁間の連携が必要だというふうな、例えば税と社会保障がもしあったとすれば、そういうものは記載が出てくるということになるだろうと思います。

なお、今、参事官から申し上げた地方公共団体間の書式・様式の話については、規制改革推進会議の本会議のほうで、先日も地方六団体と議論させていただいて、そういったものについても、もちろん単純な統一化ありきではないという議論もございましたけれども、実情を踏まえて地方側と相談をしながら、書式・様式を統一化できるものを進めていくという議論は既に動いておりますので、いずれにしてもニーズの高いものについては少なくともそういう対応になっているのかなと思っています。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。堤委員、どうぞ。

○堤専門委員 時間がないので手短に。

資料1-2の2ページの基本計画のところですけども、意見として2つ述べさせていただきます。

まず①の作成対象の1ポツのところ、既に最小限の行政手続コスト（10分以下）と書いてあるんですけども、今、中小企業も大企業も働き方改革ということで、残業とか働く時間に関して物すごくセンシティブにやらせていただいています。実際に数分単位で時間を改善できないかという形で見えていますので、そんな中で行政側が10分以下は対象とすることは必要かという表現を書かれているというところには違和感がございましたので、今はもう数分単位で事業者はやっているということは御理解をいただきたいと思います。

2つ目ですけども、④の削減方策の補助金に関しての2ポツですけども、会計検査院との調整も必要ではないかというところが非常に大きくかかわると思っています。といいますのは、私どもは国の事業もやらせていただいておりますし、地方公共団体の事業もやらせていただくのですけれども、国は会計検査院と連動していくという形でやるのですが、地方公共団体におかれましては、特にスタート時には会計検査院等ということは想

定せずに様々な書類を作成しているときに、年度末、場合によっては年度をまたいだ後で、会計検査院の調査で、この件のこの事業が入ったので、申しわけないけれども、書類を全部作り直してほしいということが実際ございます。玉突きのような形で、最終的に事業者のほうにこういったものの手直しをということが起こらないためにも、今回このような様々な行政の手続が見直されてくると思いますので、特にお金がかかわるこういった補助金に関しましては、会計検査院と整合性が取れているというところは非常に重要になると思いますので、意見を述べさせていただきました。

以上です。

○高橋部会長 事務局、何かコメントはありますか。

○大槻参事官 1点目の最小限の行政手続コストであるものを対象とすることは必要かという点でございますけれども、作業方針には100件以下のところの記載はございますけれども、こちらについては記載してございませんので、ここはしっかり見ていくということでございます。

それから、削減方策のほうでございますけれども、補助金につきまして、片や金額の適正な執行検査をやっていくということは必要なことでございますので、それと今回のコスト削減の簡素化の両立を図っていくようなことは考えていかなければいけないと思います。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

吉田委員、最後、手短にお願いします。

○吉田委員 物すごく手短に。先ほど、川田委員の御発言のとおりで、私が最初に申し上げたところに戻りますが、今回のイニシアチブの本当に重要なところは、IT化の一体的推進という、正に資料1-1の4ページでおっしゃっているとおりなのです。そこで、アナログ的な我々の発想も転換しなければいけなくて、ここでITのイノベーションが何を可能にするか。これは省庁がそれぞれIT総合戦略室と話しているということではないのですよね。自治体に、これだけのデータが集まったからこういうビッグデータの活用が可能になるということです。もしIT総合戦略室からイノベーションとしてこういうことが可能になりますというのが戦略的にうたわれないと、ワンスオンリーになり得ないわけなのです。この辺のところは今の議論の中で決定的に欠如していると思うのです。そこはぜひ御検討いただきたい。

IT総合戦略室から出てくる基本計画、こういうものが可能になりますといったものを打ち出されないと、各省庁間でみんなそれぞれ話しているというのでは、本当に3ページ目の2ポツ目の「ワンスオンリーの実現に当たって」という、この御懸念どおりになると思うのです。そこは一度改めて御検討いただきたいと思うところでございます。今でなくてもいいです。時間が無いと思いますので。

○高橋部会長 何か一言だけありますか。

○大槻参事官 今、IT総合戦略室におきましても、IT化に関しまして取りまとめを行っていきまして、そういったことも含めて検討されているかと思っておりますので、吉田委員のお話に

あったことをよく踏まえて考えてまいりたいと思います。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。引き続き議論するということで。

時間も迫ってまいりましたので、このぐらいで議論をまとめたいと思います。

私としては、様式2はちょっとそっけないので、各省に投げるといったので、もう少し書きやすい様式にさせていただく。私も申請書をたくさん書きますけれども、余りそっけないと書きにくいので、もうちょっと丁寧な様式にしたほうがいいかなと思いますので、そこはお願いしたいと思います。

それ以外はよろしいでしょうか。

本日の議論を踏まえまして修正については、申しわけないですが、私に一任していただくということでお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、この作業方針の修正版については速やかに御報告いたします。今後は、今月中に私及び事務局から各省庁の担当課長に対しまして、作業方針の説明を行いたいと思います。その際に、先ほどの助成金の話も含めて御説明したいと思います。その後、この方針に沿って、各省庁に6月末までに基本計画を作成いただきます。夏以降、各省庁の基本計画について部会で点検を行うこととなりますので、よろしく御報告いたします。

(山本大臣退室)

○高橋部会長 それでは、次の議題に移ります。

今般の取りまとめにおいて、行政への入札・契約に関する手続及び統計調査以外の調査について、別途検討することとしておりました。本日からこれらの議論を開始することといたします。

まずは、入札・契約の今後の進め方について、事務局より御説明を頂戴したいと思います。

○大槻参事官 資料2を御覧ください。おめくりいただいて2ページ目、「1 行政手続部会の取りまとめ(抜粋)」を御覧いただければと思います。

部会の取りまとめにおきまして、行政への入札・契約に関する手続については、部会において別途検討を行うとされておりまして、下に<参考>がありますけれども、3月29日の規制改革推進会議におきまして部会長発言がございまして、一番下の下線のところですが、これらにつきましては、部会において4月以降検討を進めることとしております。

3ページ目でございます。「業者に対するアンケート調査での位置付け」ということで、これは復習でございますけれども、入札・契約に関する手続につきましては11番目でありまして、全体回答数は145だったところです。

4ページ目、同じくアンケート調査で、負担に感じていることですが、上位の4つは、①の提出書類の作成の負担が大きい、②の申請様式等が異なる、③のオンライン化の関係、④の記載方法等が分かりにくいとなっております。参考までに右の2列が全ての手続につきましても合計順位を掲載したものでありますけれども、この順位に関しまし

ては全体の傾向とほぼ同じです。

5 ページ目でございますけれども、今度はヒアリングやホームページ意見募集に寄せられた個別意見ということで、①の書類の作成の負担が大きいということに関しましては、3つ目の箱の日本商工会議所からの意見がございます。公共工事に参加する事業者からは、必要な書類が多い、同様の書類を何度も提出させられる、要求根拠が不明の資料の提出を求められるといった声が寄せられている。例えば、公共工事の場合、まず建設業許可取得で、確認書類を含め約60種類の書類が必要であるが、許可取得後～入札までに行う「経営事項審査」と「競争参加資格審査申請」に必要な書類も、両者合わせて60種類にも上るが、中には重複する書類、似たような書類も存在するといった意見がございました。

6 ページ目ですけれども、②の申請様式等が異なるということですが、これは上から4つ目の箱がございまして、ホームページに寄せられた意見です。各市町村ごとに入札資格が必要とされています。共通した入札資格にさせていただき、更新期間が来るまで1度の手続でどこの自治体にも使える資格にさせていただきたいという自治体の関係の話がございました。

7 ページ目で、⑥の審査・判断基準が異なるという関係ですけれども、これは経済同友会から、同じ手続について窓口・担当者より審査・判断基準の異なるケースがあるといった意見がございました。

8 ページ目でございますけれども、今度はアンケート調査（自由記載欄）に寄せられた個別意見ということで、5つポツがありますけれども、1つ目が入札・契約に関する提出書類が多い。それから、競争入札参加資格の申請様式が統一されておらず、国、地方公共団体ごとにばらばら。3つ目が、競争入札参加資格が統一されておらず、国、地方公共団体ごとにばらばら。4つ目が、国の電子入札システムについては使いにくい。地方自治体については、導入にばらつきがある。行政機関が発行する証明書類について省略化できないかといった意見がございました。

具体的には、1番目の①の作成の負担の関係ですが、最初の箱にありますのは、2行目、3行目ですけれども、精算手続について多大な労力を使っている、精算ではなく成果品の検収により支払いが認められる形式になれば効率的ではないかといった意見がございました。

9 ページ目ですけれども、申請様式等が異なるということに関する意見ですけれども、1つ目の四角、2行目、3行目にかけてですけれども、企業の基本的な情報に関しては統一的な様式の使用や、単一のデータベースの参照等を検討し、手続の簡便化を図っていただきたいと。また、入札参加資格申請書や委任状等の必要書類のフォーマットの統一を図っていただきたいという意見がありました。

それから、2つ目の四角ですけれども、工事の入札参加資格申請は、各省庁ごとに手続をしなければならないとございました。

5つ目の四角は、後段ですけれども、自治体についても同様に全自治体統一資格制度を

設けるなど、負担軽減を図っていただきたい。こういった意見がございました。

飛びまして、11ページ目ですけれども、オンライン化の関係ですが、1つ目の四角ですけれども、仕様書等の資料を紙のみで配布される場合がある。電子ファイルで提供いただきたいといった意見がございました。

12ページ目ですけれども、⑤の複数の組織に提出しなければならないに関する意見で、1つ目の四角にありますのは、一部、登記事項証明書の添付が省略できるようになっているが、基本的には納税証明書等々の提出が求められる。これらは国が管理する情報であり、行政機関内で参照できる仕組みを構築し、証明書類の添付の省略化を図っていただきたいという意見がございました。

飛びまして、14ページ目を御覧ください。今度はオンライン化はされているが、使いにくいという意見がございます。1つ目の四角は、中央官庁の全省庁統一資格等については以前より電子化により登録更新がしやすくなったが、システムの入り口がウェブ上で明確に分かりにくいと感じるという意見とか、上から5つ目の箱ですけれども、13年以降、行政システム導入、効率化が進められているが、役務における電子入札システム、電子納品システム等の導入に地方自治体によりばらつきがあるといった意見もございました。

以上が事業者ニーズの関係ですけれども、入札・契約に関しましては制度が複雑でございますので、制度の勉強の意味で、本日は参考資料4「入札・契約制度の概要」という縦の紙がありますけれども、こういったのも併せて本日用意したところでございます。

ごく簡単に説明しますと、参考資料4の1ページ目、最初の○にありますけれども、国の入札・契約は、会計法、予算決算及び会計令が制度の大枠を規定している。（注）がありまして、地方公共団体については、地方自治法、施行令で、国の制度にならう形で大枠が規定されている。

契約方式は3つございまして、①の一般競争契約。これは一定の資格を有する不特定多数の希望者を競争に参加させて、最も有利な条件を提供した者との間に締結する方式です。

2ページ目をおめくりいただいて、②が指名競争契約とありまして、これは資力信用その他について適当であると認める特定多数の競争参加者を選び、入札の方式によって競争させるということで、どういう場合かというのがありまして、（i）の競争に加わるべき者が少数の場合、（ii）が一般競争に付することが不利という場合がございます。それから、③が随意契約でございます。

3ページ目ですけれども、一般競争契約、指名競争契約につきましては、2つ目の○にありますけれども、原則として入札により競争を行わなければならないということでございます。

4ページ目でございますけれども、競争契約の流れということで表がございまして。①の資格審査から始まって、②の公告、通知／入札、③の開札・落札、④の契約の締結、⑤の監督及び検査までの流れでございます。

5ページ目でございますけれども、競争契約の流れの1番目の資格審査のところでは

れども、少し説明いたしますと、最初の○ですが、一般競争契約の場合、各省庁の長は、契約の種類ごとに、金額に応じて、工事、製造または販売等の実績、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び経営の状況に関する事項について、必要な資格を定めることができるとありまして、2つ目の○ですが、資格を定めた場合、審査を行わなければならない。審査は申請を待って、定期にまたは必要に応じて随時行う。

(2)の建設業者の審査方法ですけれども、公共工事につきましては、経営事項の審査と呼ばれるものがあるということでございます。

(3)の資格審査の統一化のところですが、これにつきましては、平成13年4月から、物品の製造、販売、買い受け、役務の提供等の契約については、全省庁統一で行うものとされております。統一資格を有する者の名簿は、各省庁に有効な統一名簿となっております。

最後、6ページから7ページにかけましては、公告、通知／入札以降の手続について少し説明をしていますけれども、ここは省略させていただきます。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、御意見、御質問があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

川田委員、どうぞ。

○川田専門委員 説明ありがとうございました。

参考資料4の「入札・契約制度の概要」の中の5ページ、「各省庁の競争参加者の資格審査の統一化」の中の2つ目のポツですが、これはあくまでも省庁の統一名簿であって、例えば地方公共団体とか、各省の地方事務所まで統一名簿に入ってくるのかどうか、その確認でございます。

○大槻参事官 各省庁の中でありまして、各省の地方事務所は当然入るわけですが、地方公共団体は別途でございます。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

まずは制度の概要を把握したということで、これから具体的に作業を進めていくという話になると思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

入札・契約につきましては、契約の種類による手続の違いなどの制度面の確認や、事業者がそうした手続のどの部分に負担を感じているか、事業者ニーズの把握に取り組んでいく必要があるかと思えます。次回以降の部会で、引き続き、事業者ニーズ等をきちんと報告していただいて検討していくという方向で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、そのような形で作業を進めていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

続きまして、統計調査以外の調査の今後の進め方について、事務局より御説明を頂戴し

たいと思います。

○大槻参事官 それでは、今度は資料3を御覧ください。

2つおめくりいただいて、2ページを御覧ください。部会の取りまとめの抜粋でございまして、「重点分野は以下の9分野とする」とありまして、6番目です。ここに「調査・統計に対する協力（各省庁に共通する手続）」となっております。

3ページ目ですけれども、（注3）というのがありまして、①で統計法に基づく統計調査については、既存の統計調査を対象とするとありますが、一番下の行の②のところですが、統計調査以外の調査については部会において別途検討を行うということで、今検討をさせていただいているところでございます。

4ページ目ですけれども、調査（統計調査以外）の取組の対象ですが、こういったものにつきまして一般的な定義はありません。したがって、何を対象とするのかが分かりにくいところですが、事業者に対するアンケートや調査票への回答を求めるもの、ただし統計調査を除くということですが、こういったものが対象になるだろうと考えてございます。

（注）がありまして、個別法上、監督官庁等に付与された資料提出命令、報告の徴収、立入検査等の権限に基づき行う調査については、取りまとめにおいては「情報提供に対する協力（調査・統計に対する協力を除く）」として、取組の対象とする手続等の対象外としているということでございます。

5ページ目ですが、事業者に対するアンケート調査での位置付けということで、これは繰り返しになりますけれども、6番目に調査・統計に対する協力がありまして、全体の回答数は349でございます。

6ページ目でございますけれども、今度はアンケート調査で負担に感じていることということですが、ベスト3は上3つです。①の記載方法等が分かりにくい、②の書類の作成の負担が大きい、③の組織ごとに申請様式等が異なるということございまして、こちら一番右の2列が参考までに手続全分野について順位を示していますけれども、全体の分野の傾向とほぼ同じということでございます。

7ページ目でございますけれども、事業者団体等から寄せられた個別意見ということで、日本商工会議所からは、行政からの調査・アンケートの依頼が多い。法定、非法定を問わず、国、地方公共団体、独立行政法人等による調査やアンケートの依頼が多い。断ることもできず、対応が負担となっているということでございます。

②経済同友会の資料でございますが、調査・統計への協力に関し、作業負担が大きい。オンラインで回答できないものがあるといった課題があるというのがございました。

8ページ目ですけれども、アンケートの自由記載の中で、調査（統計調査以外）に関係すると考えられるものを事務局で整理したものです。①は、記載方法が分かりにくいところですが、1番として、役職ごとの賃金構造等、当社における構造と異なるものも多く、判断に窮する部分もありますということで、これは経団連からいただいた調

査票の中の一つでございます。

②は書類の作成等の負担が大きいということで、No.2の意見ですけれども、内閣府以外も含めて、各種調査・研究への協力依頼がとても多いというのがございます。

No.8ですけれども、関係官庁等及び関連先からよくアンケート及び統計及び調査等が来るとあります。

No.9は、調査の時期について、適切な時期を御検討いただきたいというのがございます。

No.11は、調査が多く、本来の仕事を圧迫しているといった意見もございました。

9ページ目でございますけれども、③の様式等が異なるということで、No.12の意見ですと、統計調査の主体が関係省庁のほか、民間団体の場合もあり、行政側と民間側の調査フォーマット等の統一を御検討いただきたいと。

また、④の基準が分かりにくいということに関しては、No.14ですが、対象が全国の企業のはずだが、毎年依頼があり、選考基準が分からないという意見がございました。

それから、⑤の組織等ごとにより審査・判断基準が異なるということは、No.17ですけれども、毎回基本情報を回答する必要があるとか、あるいは重複して手間がかかる。基本情報については共有できる仕組みを整えていただけるとありがたいといったことがございました。

⑥の要求根拠が不明の関係ですけれども、No.18では、通常、全く作成の必要がないと思われる資料の要求もされるということがございました。

また、10ページ目ですけれども、同様の書類を複数の組織等に提出しなければならないという関係では、No.19がございすけれども、同時期に異なる省庁から調査票がばらばらと届く。内容が重複している調査項目もある一方で、対象期間が異なる項目がある。また、同じ調査でも都道府県により調査時期に差があり、同様のデータを何度も作成するのは非効率と感じております。

No.26ですけれども、各省庁から依頼の来る統計調査が多いと感じている。内容が似たものが各々の省庁から来るときもあり、また外部のシンクタンクや大学の研究室経由で依頼されるケースがある。調査実施の窓口を一本化し、極力回答作業に負担がかからないようにしていただけると幸いですというのがございました。

⑧のオンライン化の関係ですけれども、関係省庁からの問い合わせの場合、電話を使用することが主だが、メール等の電子媒体を御活用いただけると良いのではといった意見がございました。

11ページ目でございます。現在、統計改革の検討が内閣官房におきまして別途行われておりますけれども、これにつきまして、統計調査の報告者負担の軽減につきまして、4月14日に統計改革推進会議から中間報告が行われたところです。調査（統計調査以外）についても、その検討事項が参考になると考えられます。

「（1）報告者負担の軽減」とありますけれども、①報告者の声を反映する仕組みということで、これまで各府省で個々に行われてきている報告者の声の把握や、それらの声の

統計調査への反映を促進し、さらにこれらを統一的・継続的に行うため、各府省横断的に毎年時期を定めて報告者の声を広く把握し、その声に対する対応等を公表するオープンな取組を推進する。2つ目のポツが、統計調査の設計に当たっては、事業者との協働による調査設計を行う、報告者の声を求めるなどにより、報告者の負担軽減を図る。

②が負担軽減のための新たな仕組み等。報告者の同意を得て、当該報告者が別に各府省に報告した行政記録情報を統計の作成等に転用することを可能とする仕組みや、詳細な調査にかえて企業内の既存データの提供を求めたりすることを可能にする仕組みについて、報告者・作成者の双方の見解を把握しつつ構築する。さらに、報告者の負担感の軽減のため、調査に当たって分かりやすい説明ができるよう、統計調査員等の能力向上を図るための具体策を講ずる。

3つ目のポツは報告拒否の話なので、これは省略いたします。

12ページ目ですが、③で類似調査の事前確認、負担の声への対応ということで、各府省で統計調査や各種調査・アンケート等を新たに行おうとする者は、その設計等に先立って、求めるデータの存在の有無や所在を自府省のEBPM推進統括官に確認する。EBPMというのは、エビデンス・ベースド・ポリシー・メーカー、証拠に基づく政策立案のことです。今回、その推進体制を政府内に構築するということが検討されるところでございます。

また、総務省は、各府省が統計調査を行う際に行っている審査において、当該府省のEBPM推進統括官とも連携し、上記の確認の結果も活用することにより、審査を簡素化・迅速化する。それから、報告者の負担の声の受付、調査部局・作成部局への橋渡し、調整等については、EBPM推進統括官の総括のもとで行うこととし、必要な体制を整備する。

④調査事項の重複、オンライン調査の使い勝手等への対応。個別統計についての調査事項の重複の是正、オンライン調査の使い勝手の改善等につき、現在、取りまとめ中の「統計調査の負担感・重複感の実態に関する調査」で把握された個別の意見・要望等を踏まえ、最終取りまとめに向けて検討するというところでございます。

私からは以上でございます。

○高橋部会長 ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

大崎委員、どうぞ。

○大崎専門委員 ありがとうございます。

この問題は難しい問題で、一方で空理空論で政策をやられても困るという話もあって、実態を踏まえて言ってくださいという声もまた非常によくあるわけですね。ですから、政策立案をされる方としたら、最新の状況を確認した上で具体的な行動を起こそうと思うので、その最新の状況を確認するための調査をやらなければいけないということなので、全部簡素化すればいいという話ではないと了解しているのですが、一つ気になっているのは、最後の統計改革推進会議でも似たようなことを触れているように思うのですけれども、今までにやった調査の結果がどういうふうに管理されているのか。また、例えば個票みた

いなものは個人情報に該当するようなものがあつたりするかなという気もするのですが、そういったものを余り他の人に見せてはいけないとか、そんなことがあって効率化が進んでいないとか、そんなことがないのか。その辺の少なくとも今事務局で把握しておられる問題意識はどんな感じか、教えていただければと思います。

○高橋部会長 事務局、いかがでしょうか。

○大槻参事官 正に統計改革の中間報告の②のところですけども、報告者の同意を得て当該報告者が別に各府省に報告した行政記録情報を転用することを可能にする仕組みということで、既に聞いたものがあれば、それが使えるじゃないかといったことは多々あるかと思しますので、そういったこともこの統計調査以外の調査に各府省が可能かどうかというのは検討すべき点かと思えます。

○大崎専門委員 逆に言うと、現状は直接集めた人たちがかなりマル秘として押さえているというのが実情だということなのですかね。同じ課の後任者ぐらいしか分からないとか。

○刀禰次長 調査の種類によりますけれども、恐らく基本的に相手方との関係ではこの目的以外には使いませんと言っている話ですから、また個人情報は当然個人情報を収集した部局が管理するのは当然ですし、原則的にはむしろきちっと管理をすることが当然必要です。ずるずると横流しになるのは基本的にいけないことなのですが、他方、了解をとってやればもっと効率的にできるではないかという議論もこの統計改革推進会議で行われていますので、こういった議論が参考になるのかなということで今回出しております。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

○大崎専門委員 もう1個だけ。これは感想なのですが、個別に了解をとってということだと、もともと統計的な調査をしようという目的で集めているデータなので、何人かの人了解してくれなかったのと、標本として意味がなくなったりして、そういう矛盾はあるなという気はいたしました。これは感想です。

○高橋部会長 そちら辺は統計改革推進会議でも議論されるのではないかと思います。

ほかはいかがでしょう。

少なくとも重複を排除するというようなものは、統計改革推進会議の取組などが参考になるのではないかと思います。ほかはいかがでしょう。

では、少しそういう方向で、またこれも作業を進めていきたいと思えます。この統計調査以外の調査については、今申し上げたように、統計改革推進会議の中間報告における報告者負担の軽減の方策などが参考になると思えます。これらをどのように生かせるかについて、事務局を中心にまた引き続き検討を行っていただきたいと思えます。それでよろしいでしょうか。

こちらのほうはスムーズに進んでしまいましたが、ほかに何かございますか。

最後に、事務局から何かございますか。

○石崎参事官 次回の会議日程は、後日、事務局から連絡いたします。

○高橋部会長 これにて会議を終了いたします。

なお、委員、専門委員の皆様におかれましては、連絡事項がございますので、引き続きお待ちいただければと思います。よろしく願いいたします。